

「紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金」のご案内(支援機関向け)

紀宝町では、生活に困難を抱える方が安心して暮らせるよう、不衛生な居住環境の改善を支援する新しい補助金制度を開始しました。この補助金は、住まいの環境を整えることを通じて、対象者の健康と安全を守り、ひいては地域全体の生活環境の保全を図ることを目的としています。

この事業は、単なる住環境の改善に留まらず、必要な福祉サービスや見守り支援へとつなげ、継続的なサポートを実現するための入り口として位置づけられています。

1. 補助金の目的

住まいが著しく不衛生な状態にあり、ご自身での整理が難しい方が、費用の一部補助を受けることで住環境を改善し、その後の福祉サービス利用や見守り支援に円滑につなげることを目指します。

2. 対象となる方

非課税世帯かつ、以下のいずれかの条件に該当し、「重層的支援体制整備事業会議等」において住居の整理が必要と認められた方が対象です。

- ・障がいがあり支援を必要とする世帯、または高齢化により日常生活に支援が必要な世帯(介護が必要な世帯を含む)
- ・ひとり親家庭等で、問題を抱えていると判断できる世帯
- ・その他、町が支援の必要性があると認める世帯

【重要】 この補助金は、福祉サービス等の支援を利用することを前提としています。住環境改善後も継続的な支援が必要なケースにご活用ください。

3. 補助の対象となる費用と金額

補助対象:住まいの整理・清掃にかかる費用

補助金額:上限 3 万円(実費の範囲内)

利用回数:1 世帯につき 1 度限り

4.申請から補助金交付までの流れ

支援機関の皆さまには、対象者の相談から申請、作業完了までの一連のサポートをお願いいたします。

①【相談・申請】

・対象者から相談を受けた支援機関は、補助金の活用を検討し、申請をサポートしてください。

・所定の申請書に必要事項を記入し、町へ提出します。

・添付書類:障がい者手帳や介護保険証の写しなど、対象要件を示す書類の写しが必要です。

※申請時、「対象者情報記入書類」をお渡ししますので、記入をお願いいたします。
(審査時の判断資料ですので、可能な限り詳細な情報が必要です。)



②【審査・決定】

町が申請内容を審査し、補助対象と認められた場合は、決定通知書にてお知らせします。



③【作業の実施】

決定通知後、対象者ご自身で業者などに依頼し、住まいの整理・清掃を行っていただきます。支援機関は、必要に応じて業者選定の助言などを行ってください。

※対象者に支払い能力がない場合は、施工業者の方へ直接支払うことも可能です。その場合は、作業に係る見積書または請求書(写しでも可)を、町へ提出をお願いします。



④【請求・補助金交付】

作業完了後、領収書と指定の様式を町へ提出してください。

町が内容を確認後、ご指定の口座に補助金が振り込まれます。

5.支援機関の皆さまへのお願い

(早期発見と連携)不衛生な住環境にある世帯を発見された際は、本補助金制度の活用を検討し、町にご相談ください。

(継続的な支援への接続)本補助金はあくまで住環境改善のきっかけです。補助金利用後も、対象者が安定した生活を送れるよう、適切な福祉サービスや見守り支援へつなげていただきますようお願いいたします。

(情報提供と助言)対象者の方への制度説明、申請書類の作成補助、業者選定の助言、作業後の生活維持に関するアドバイスなど、サポートをお願いいたします。

(適切な管理の促し)補助金利用により住環境が改善された後も、その状態を維持できるよう、対象者の方への働きかけをお願いいたします。

【お問合せ先】 紀宝町役場福祉課 ☎0735-33-0339